

ケアパートナーヨシイ 契約書

(以下、「利用者」といいます)と有限会社セイファ(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を行います。

1 この契約の目的と内容について

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜を提供します。また、利用者はこれらの業務の遂行に必要な協力を行うとともに、利用者が費用負担しなければならない所定の利用料、その他の費用(以下、「利用料等」といいます)を支払います。

2 居宅介護支援の内容、利用料、その他の費用について

(1) 居宅介護支援の内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヵ月あたりの料金
①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況把握、評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦相談業務	別紙1に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	原則として 要介護1・2 11,088円 要介護3・4・5 14,406円 となります。 加算については別紙2を参照下さい。

(2) 利用料について

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、ご本人負担はありません。ただし介護サービス計画を受けることによって予めお住いの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合は、1か月につき要介護度に応じて上記の料金をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この指定居宅介護支援提供証明書をお住いの介護保険の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

(3) その他の費用について

交通費請求について	通常実施区域の場合は不要。 利用者の居宅が通常実施区域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。通常の実施区域を越えた時点から、自動車を使用する場合は片道走行距離1km毎に200円とし、交通機関を使用する場合は実費を徴収させていただきます。
-----------	---

(4) 利用料等の計算期間と支払い

利用者は、通常実施区域以外の利用時等の交通費などの支払いが生じた場合、利用月ごとの利用料等の所定利用料を、事業者が利用月の翌月5日までに利用者に届ける請求書(利用明細付属)により、下記の方法により翌月10日までに支払うものとします。

なお、事業者は利用者からの支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。

(5) 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす

利用者の居宅サービス計画作成期間中、少なくとも月1回程度

また、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業所との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

- 1、利用者の同意を得ること
- 2、サービス担当者会議等において次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること
 - ① 利用者の状態が安定していること
 - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して意志疎通ができること（家族のサポート含む）
 - ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること
- 3、少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問すること

ただし、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合等には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することもあります。

3 この契約の期間について

この契約の契約期間は令和 年 月 日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間満了をもって終了するものとします。ただし、契約満了の日の2日前までに、利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ないかぎり自動更新するものとします。

4 契約内容の変更、契約の解約と自動終了について

この契約内容の変更、契約の解約と自動終了の条件については、次の通りです。

(1) 契約内容の変更（利用料等の変更）

- ① 事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更（増額又減額）を行おうとする場合には、重要事項説明の一部変更の文書を作成し、利用者にその内容を通知するものとします。
- ② 利用者が利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。
- ③ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者にも文書で通知することで、この契約を解約することができます。

(2) 契約の解約

① 利用者から行う解約措置

ア 利用者は、契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することができます。

イ つぎの場合、利用者は事業者に対し申し出を行うことにより、事前申出の期間なしに、この契約を解約することができます。

- (ア) 事業者が正当な理由なしに居宅介護支援の提供を行わない場合
- (イ) 事業者が守秘義務に反した場合
- (ウ) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (エ) 事業者が破産した場合
- (オ) その他事業者がこの契約に定める居宅介護支援の提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

② 事業者から行う解約措置

事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づく居宅介護支援の提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から1ヶ月以上前に、利用者に解約理由を示した文書を知照することにより、この契約を解約することができます。

ただし、つぎの場合には、1ヶ月以上前の事前申出の期間なしに、この契約を解約することができます。

- ア 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
- イ 利用者またはその家族などが事業者や従業員に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合。
- ウ 利用者又はその家族の非協力的など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、市及び地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させて頂くことがあります。

(3) 契約の自動終了

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合（ただし在宅復帰をした場合は本契約書を再び適用することができます。）
- ② 利用者の介護認定区分が自立と判定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

5 居宅介護支援の担当者について

- (1) 事業者は、居宅サービス計画の作成および指定居宅サービス事業者等との連絡調整等の居宅介護支援の業務を担当する介護支援専門員を選任し、その者の氏名を利用者に文書により通知します。
- (2) 事業者は、介護支援専門員を交代させる場合には、事業者は交代の理由を明らかにし、交代後の介護支援専門員の氏名を文書により利用者に通知します。

6 居宅介護支援業務の実施方法等について

- (1) 事業者が利用者に対して提供する居宅介護支援は、本契約書別紙記載の「居宅介護支援の業務の実施方法等について」（以下、「実施方法等について」といいます）に基づき実施されます。
- (2) 利用者またはその家族は、事業者が提供する居宅介護支援の内容が、「実施方法等について」に基づいて実施されていないと認められる場合には、事業者に対して説明を求め、必要に応じて改善を指示することができます。

7 事業者の責務について

- (1) 居宅介護支援の提供内容の記録
 - ① 事業者は、居宅介護支援業務の提供内容に関する記録を行うとともに、これを利用者の完結の日から2年間保管します。
 - ② 利用者は、事業者に対して保管されるこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (2) 秘密保持及び個人情報の保護
 - ① 事業者および事業者の使用する者は、居宅介護支援を提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
 - ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いませぬ。
 - ③ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 賠償責任

事業者は、居宅介護支援の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

(4) 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(5) 苦情対応

事業者は、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

8 契約内容の履行と契約外事項の取扱いについて

(1) 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

(2) この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

9 合意裁判管轄について

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。

以上の契約を証するため本書2通を作成し、利用者・事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

事業者

事業者名 有限会社 セイファ

住所 滋賀県長浜市八幡東町308番地4

代表者名 吉 井 大 祐 印

○この契約に定める居宅介護支援を担当する事業所に関する記載

事業所名 ケアパートナーヨシイ

(指定事業者番号 2570301446 長浜市)

事業所所在地 滋賀県長浜市八幡東町308番地4

事業所責任者名 吉 井 大 祐 印

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印

(続柄)

居宅介護支援に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 ケアパートナーヨシイ 管理者 近藤 順子	所在地 滋賀県長浜市八幡東町308番地4 電話番号 0749-65-2822 ファックス番号 0749-63-3632 受付時間 午前9:00~午後5:00
--	---

【行政機関の窓口】

長浜市介護保険課	電話	0749-65-8252
長寿推進課	電話	0749-65-7789
米原市健康福祉部くらし支援課	電話	0749-55-8110
彦根市高齢福祉推進課	電話	0749-24-0828
愛荘町福祉課	電話	0749-42-7691
豊郷町保健福祉課介護保険係	電話	0749-35-8117
甲良町保健福祉課介護支援係	電話	0749-38-5151
多賀町福祉保健課介護保険係	電話	0749-48-8115
滋賀県国民健康保険団体連合会	電話	077-522-0065

別紙1 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画の作成について

- (1) 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ① 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - ② 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ③ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - ④ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - ⑤ 事業者は、利用者及びその家族から居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス事業者等の選定理由を求められた時には、その説明を行います。
 - ⑥ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- (3) 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ① 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - ② 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- (2) 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (3) 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- (1) 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

別紙２ 利用者の状況により加算される事項
(介護保険適応になる場合、自己負担金はありません)

加算項目	内容	料金
特定事業所加算 II	計画的な研修・定期的な会議を行い、人員配置要件を満たしている場合。また、24時間連絡・相談に応じる体制と地域包括から紹介の困難事例に協力していること、人材育成に関する協力体制を整備して、算定要件を満たしている場合。また、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している場合。家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。	4,298円
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する利用者や、要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し、居宅介護支援を行った場合	3,063円
入院時情報連携加算 I	利用者が病院又は診療所に入院したその日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	2,552円
入院時情報連携加算 II	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	2,042円
退院・退所加算 I イ	退院又は退所に当たり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受け、居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	4,594円
退院・退所加算 I ロ	退院又は退所に当たり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受け、居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	6,126円
退院・退所加算 II イ	退院又は退所に当たり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受け、居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	6,126円

退院・退所加算 Ⅱ口	退院又は退所に当たり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスを受け、居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	7, 6 5 7円
退院・退所加算 Ⅲ	退院又は退所に当たり病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスを受け、居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	9, 1 8 9円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療ケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を確認した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族に同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4, 0 8 4円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合	2, 0 4 2円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者一人に月1月に1回を限度として所定単位数を加算する。	5 1 0円

地域区分別の単価（7級地 10.21 円）を含んだ金額です。

その他

看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の算定	居宅サービスの利用に向けて介護支援専門員がご本人の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものご本人の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められた場合。	居宅介護支援費を算定
----------------------------	--	------------

